

プロバイダ責任制限法検証WG

2011 Feb.24

英知法律事務所
弁護士 森 亮二



本日お話ししたいこと

1. 口コミサイト等を利用した広告と発信者情報開示請求の濫用
2. 総務省令による発信者情報の列挙の問題

口コミサイト等を利用した広告と 発信者情報開示請求の濫用

「書き込み代行」サービス

ネット情報操作代行〇〇

書き込み代行サービスについて

あなたお店の売り上げを希望どおりのものにするのに、何が必要でしょうか。お店のあれこれをブラッシュアップして、評判を作る？商品に工夫を重ねて、その良さを実感してもらおう？

それが達成されるまでに一体いつまでかかるのでしょうか？一体いくらかかるのでしょうか？長い年月をかけて作り上げてきた歴史あるお店や商品なら、ともかく・・・

事業者HPにおけるサービスの説明

私たちにお任せください。口コミサイト、Q&Aサイト、ブログなどに豊富な経験をもっています。

もちろん自分で投稿することもできますが、自作自演はすぐにバレます。私たちは、いつでもリアルな消費者目線。少し辛口なことも交えながら、最後にはあなたのお店や商品の評判をゆるぎないものにします。

「削除代行」サービス

事業者HPの
トップページ

ネット情報操作代行〇〇

これからのWebマーケティングは、情報操作です。詳しくはこちら ↓

書き込み代行サービス

削除代行サービス

こんなサービスをする事業者も・・・

株式会社×××

「誹謗中傷されたのに、サイト管理者に無視された」

「書き込みをした犯人をどうにか突き止めたい」

そんな場合は、当社にご相談ください。

当社の削除代行サービス

当社の発信者調査・特定サービス

口コミサイト等に対する 事業者の意識の変化

- 口コミサイト等の影響を重視する。



- 宣伝・広告のツールと考える。



- 操作可能なもの、操作すべきものとしてとらえる。



都合のいい情報
↑
書き込み代行で

都合の悪い情報は？

口コミサイト「徹底活用」事例 ①

- ① 平成20年11月、大阪の小規模な整形外科Xクリニックが東京の中堅口コミサイト管理者Yに対して、発信者情報開示請求訴訟を提起。
- ② その後、3年間にわたり、断続的に多数の訴訟提起・仮処分申立てを行う。
- ③ 訴訟提起の対象となった書き込みは、批判的ではあるものの、明白な誹謗中傷といえるようなものではない。
- ④ Yの管理する口コミサイトには、Xクリニックに対する好意的な書き込みも多数存在。
- ⑤ 訴訟提起の事実等をYの管理する口コミサイトに書き込んでユーザーを威嚇。「〇〇番の書き込みについて、管理者Yを相手方として、本日、大阪地裁に発信者情報開示の訴訟を提起しました。」

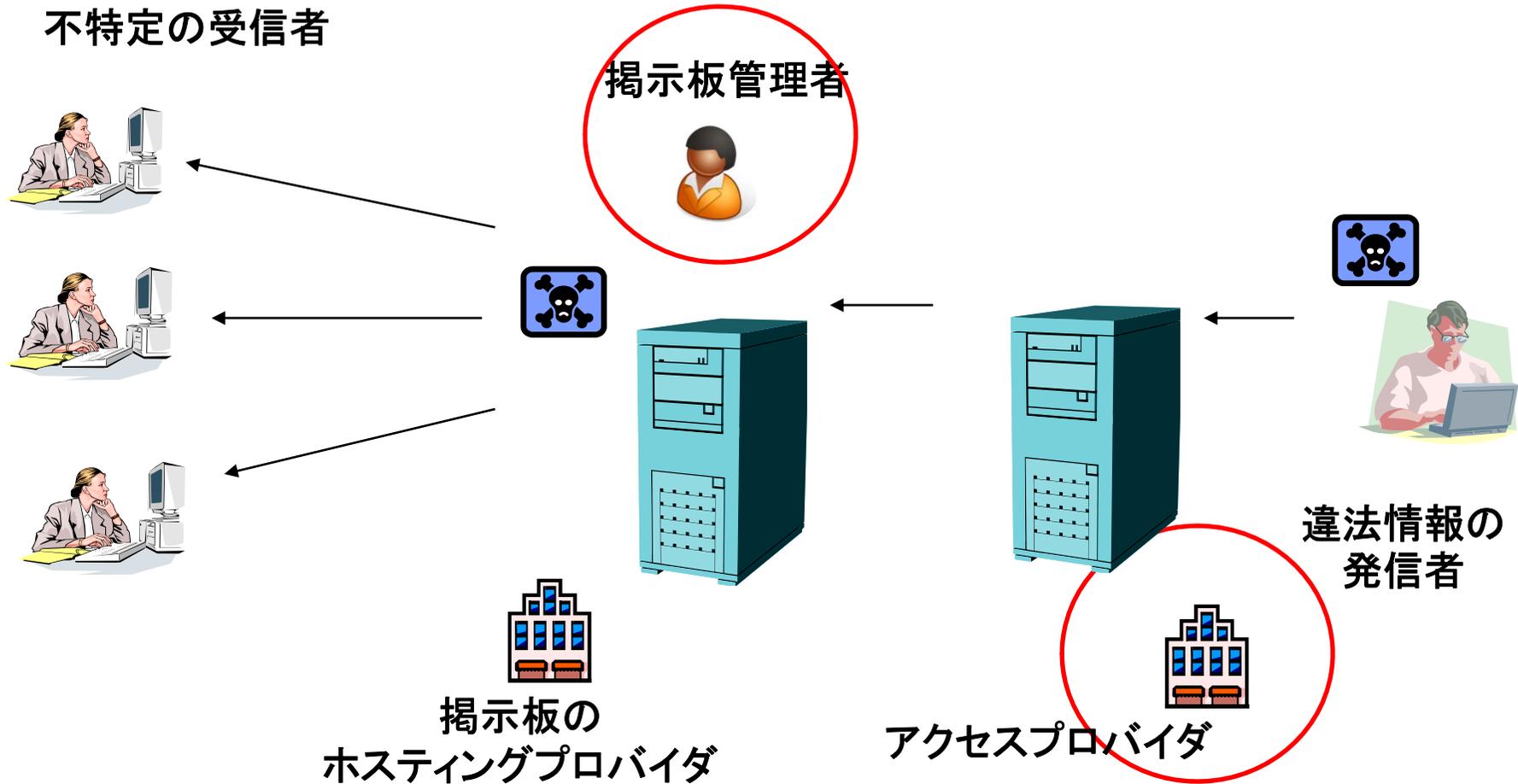
ロコミサイト「徹底活用」事例 ②

- H20.11.7 本案①: 訴訟提起
H20.11.27 保全①: 仮処分命令申立て
H20.12.8 本案②: 訴訟提起
H21.1.7 本案③: 訴訟提起
H21.1.13 保全②: 仮処分命令申立て
H21.6.9 本案④: 訴訟提起
H21.6.11 保全①: 決定(申立却下)→確定
保全②: 決定(申立却下)
H21.6.17 保全②: 即時抗告申立て
保全③: 仮処分命令申立て
H21.7.13 保全②: 即時抗告棄却決定→確定
H21.9.14 保全③: 決定(申立却下)→確定
H22.1.27 本案①～④: 第一審判決(請求棄却)
H22.2.10 本案①～④: 控訴
H22.9.10 本案①～④: 控訴審判決(控訴棄却)
H22.9.21 本案①～④: 上告及び上告受理申立て
H23.1.21 本案①～④: 上告審判決書及び上告受理申立却下決定書送達→確定

- 番号が共通のものは対象となった書き込みが共通。
- 1事件あたりの対象の書き込みの数は、1ないし2。
- 訴訟について、Yが移送申立てをしたところ、損害賠償請求を追加。
- 好意的な書き込みの中には「訴訟提起宣言」と同一のIPアドレスのもの。

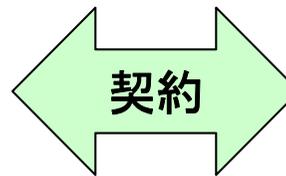
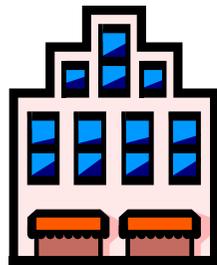
総務省令による発信者情報列挙 の問題

権利侵害情報の流通経路



プロバイダの保有情報 -通常の場合-

アクセスプロバイダ



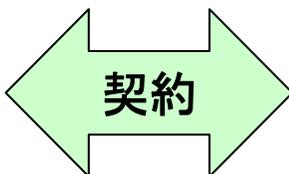
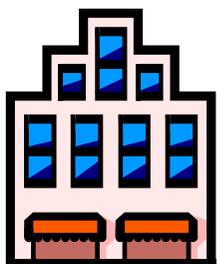
違法情報の
発信者



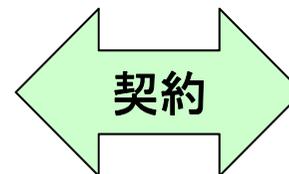
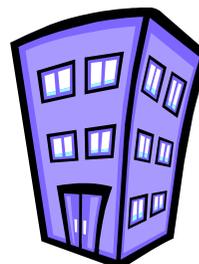
住所、氏名、メール
アドレス等

プロバイダの保有情報 -MVNOを介する場合-

アクセスプロバイダ



MVNO



違法情報の
発信者



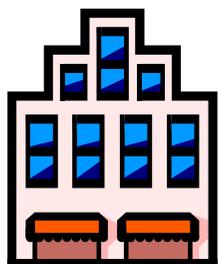
- ・ ユーザーID
- ・ MVNO情報

住所、氏名、メール
アドレス等

MVNO (Mobile Virtual Network Operator) とは、自ら移動体回線網を持たずに他社から提供 (卸売) を受けて、移動体通信サービスを提供する事業者。BWA (Broadband Wireless Access) 提供事業者では、MVNOを介する顧客が多数。

プロバイダの保有情報 -MVNOを介する場合-

アクセスプロバイダ



- ・ユーザーID
- ・MVNO情報

法第4条第1項の発信者情報を定める省令

発信者
その他侵害情報の
送信に係る者の

氏名又は名称【1号】

住所【2号】

発信者の電子メールアドレス【3号】

侵害情報に係るIPアドレス【4号】

侵害情報が送信された年月日・時刻【5号】

「MVNO情報」については、1号、2号でOK。
問題は、「ユーザーID」。

ご清聴ありがとうございました